

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者又は障害者（以下「高齢者等」という。）が居住している、又は居住しようとする住宅の改造、増築、改築（以下「改造等」という。）及び改造等を伴う耐震診断に係る経費（以下「住宅改造費」という。）を助成することにより、高齢者等に配慮した住宅改造を促進し、快適な居住環境をつくり、もって高齢者等の福祉の増進に資するとともに、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 高齢者等が現に住居の用に供している、又は供する見込みがある市内の既存の建築物をいう。
- (2) 改造 住宅の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする、構造耐力上の面からみて主要な部分で、筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱などをいう。以下同じ。）の変更を伴わない新たな部品の取付け、設備の更新、模様替えなどをいう。
- (3) 増築 住宅の延べ面積を増加させることをいう。
- (4) 改築 住宅の構造耐力上主要な部分の一部を除去し、間取りの変更を行うこと又は構造耐力上主要な部分以外の部分の一部を除去し、若しくは新設し、大規模な間取りの変更等を行うことをいう。
- (5) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法

イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」別添による耐震診断（木造に関する部分を除く。）

ウ 「建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）」第３章第８節に規定する構造計算（以下「構造計算」という。）による耐震診断

エ 上記アからウに掲げる方法と同等と認められる耐震診断

オ 次号に規定する「簡易耐震診断」

(6) 簡易耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう

ア 建設省住宅局監修「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による「わが家の耐震診断」

イ 国土交通省住宅局監修「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」による１次診断

ウ 建設省住宅局監修「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

エ 建設省住宅局監修「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修基準」に基づき一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が作成した耐震診断

（助成の対象）

第３条 住宅改造費の助成の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市内に居住する次のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）が属する世帯（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の世帯の取扱いの例により、同一世帯として認定するものを含む。以下「対象世帯」という。）で、別表第１に定める世帯階層区分に該当し、住宅の改造等を必要とするもの

ア ６５歳以上の者（イに掲げる者を除く。）

イ 介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定により要介護又は要支援の認定を受けた６５歳以上の者

ウ 介護保険法の規定により要介護又は要支援の認定を受けた４０歳以上６５歳未満の者

エ 身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた６５歳未満の者

オ 知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第１２条に規定する知的障害

者更生相談所で判定を受けて、療育手帳の交付を受けた65歳未満の者
カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所で
知的障害児の判定を受けて、療育手帳の交付を受けた者
キ その他市長が特に必要があると認める者

(2) ひょうごあんしん賃貸住宅事業要綱第2条第3号に定めるあんしん賃貸住宅であって、高齢者世帯又は障害者世帯を受け入れることとしている住宅（以下「登録住宅」という。）の所有者（以下「対象所有者」という。）

(3) 平成14年9月30日以前に建築された1棟（一の管理組合が管理する複数棟で一連の工事が行われる場合、当該複数棟を1棟とみなす。）につき21戸以上の分譲の共同住宅（平成5年10月1日以後に建築された共同住宅で51戸以上のものを除く。）の管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体をいう。以下同じ。）とする。

2 介護保険制度の居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付を受けた世帯、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱（平成18年9月29日制定）に基づく住宅改修費の給付を受けた世帯又はこの要綱に基づき住宅改造費の助成を受けた世帯は、当該給付又は助成に係る住宅については、再度、この要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。また、当該住宅について、他の助成事業と重ねてこの要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再度この要綱に基づく住宅改造費の助成をすることができる。

(1) 当該世帯に属する対象者の身体機能の低下等によりその状況に合わせた改造等が特に必要と認められる場合

(2) 当該世帯において新たな対象者が生じ、その状況に合わせた改造等が特に必要と認められる場合

(3) 対象者について著しく要介護状態等が重くなり、改めて介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の受給が可能になった場合

3 この要綱に基づき住宅改造費の助成を受けた対象所有者は、当該助成の対象となった住宅について、再度この要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできな

い。

- 4 この要綱に基づき住宅改造費の助成を受けた管理組合は、当該助成の対象となった共同住宅の同一の棟について、再度、この要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。また、当該同一の棟について、他の助成事業と重ねてこの要綱に基づく住宅改造費の助成を受けることはできない。

(対象経費等)

第4条 対象世帯、対象所有者又は同項第3号に掲げる管理組合（以下「対象管理組合」という。）に対する助成の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅改造・特別型（前条第1項第1号イからキまでに掲げる者が属する対象世帯が、別表第1に定める住宅改造・特別型の世帯階層区分に該当し、住宅改造相談員が現地確認のうえ、住宅改造の必要性、緊急性等を評価し、その者の身体状況に応じて行う住宅の改造をいう。以下同じ。） 次の各号に掲げる工事に要する経費（対象者用居室等の増改築を伴う住宅改造を行う場合（以下「増改築・特別型」という。）にあっては、これらの経費に、当該増改築工事に要する経費で15万円に増改築面積（㎡）を乗じて得た額を超えない額を加えたもの）

ア 介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の対象となる工事

イ 姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付対象となる工事

ウ 別表第2に定める助成対象工事のうち市長が必要と認める工事

エ 対象者が当該住宅で生活する上で市長が特に必要と認める工事

- (2) 住宅改造・一般型（対象世帯及び対象所有者（住宅改造・特別型の対象となる世帯は除く。）が行う次のアに掲げる要件を備えた住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅その他の地方公共団体が所有し、又は管理する住宅（以下「公営住宅等」という。）を除く。）の改造をいう。以下同じ。） 別表第2に定める助成対象工事に要する経費で標準単価を超えない額の合計額（次のア及びイに掲げる要件を備えた改造及び増改築工事を行

う場合（以下「増改築・一般型」という。）にあつては、これらの額に別表第3に定める助成対象工事に要する経費で改造箇所ごとの助成対象限度額を超えない額を加えたもの）

ア 別表第2に定める改造箇所のうち2箇所以上の手すりの取付け又は屋内全ての段差解消を行うこと。

イ 対象者が利用する居室等（玄関、寝室、浴室（洗面所含む。）及び便所をいう。以下同じ。）の増改築を行う場合で、浴室、便所、高齢者等のための寝室及びそれらを結ぶ経路について、別表第2に定める助成対象工事のうち手すりの取付け及び屋内の段差解消を行った高齢者等に配慮した改造を行うこと。

(3) 共同住宅（分譲）共用型（対象管理組合が行う次に掲げる要件を備えた共同住宅の共用部分の改造をいう。）別表第4に掲げる助成対象工事に要する経費の合計額

ア 別表第4に掲げる改造箇所において、同表中必須の項の工事を取り入れた改造工事を行うこと。

イ 別表第4に掲げる助成対象工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則（平成5年兵庫県規則第15号）別表第3の基準によること。

2 前項の場合において、介護保険制度又は姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付を受けることが可能な者は、当該制度を優先して利用しなければならない。

3 第1項第1号アからエまでに掲げる工事の経費は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

(1) 前条第1項第1号イ又はウに該当する者が属する世帯においては、介護保険制度の居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費を含む額であること。

(2) 前条第1項第1号エに該当する者が属し、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付対象となる世帯においては、当該事業の住宅改修費を含む額であること。

(3) 別表第5工事名称・項目の欄に掲げる工事については同表標準単価の欄に定め

る額を著しく超えないこととし、同表に定めのない工事については最低限必要な範囲にとどめ、著しく高額でないこと。

4 第1項の規定（同項第4号の規定を除く。）は、共同住宅については原則として専用部分の住宅の改造に限り適用し、賃貸住宅については当該住宅の所有者の承認を得ている場合に限り承認する。

5 次の各号の全てに該当する戸建て住宅については、原則として耐震診断を受けなければ、第1項の対象経費に係る助成を受けることができない。

(1) 昭和56年5月以前に建築された住宅

(2) 次に掲げる工法に該当しない住宅

ア 枠組壁工法

イ 丸太組工法

ウ 「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法

(3) 平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅

(4) 過去に耐震診断を受けていない住宅

(5) 延べ面積の半分以上が居住の用に供されている住宅

6 前項に規定する住宅について住宅改造と合わせて簡易耐震診断を行う場合には、簡易耐震診断に係る経費のうち対象世帯又は対象所有者が負担する経費を対象経費として助成する。

（同居促進の特例）

第5条 市長は、対象者と同居しようとする世帯が、対象者と同居するために市内の住宅の改造及びそれに伴う対象者用の居室等の増築又は改築を行う場合は、前条の対象経費を助成することができる。ただし、当該対象者と同居しようとする世帯と当該対象者の属する世帯を生活保護法の世帯の取扱いの例により一の世帯とみなした場合において、別表第1に定める世帯階層区分に該当するときに限る。

（助成額）

第6条 第4条第1項第1号に掲げる区分に該当する場合の助成額は、1世帯につき

、同号の規定による対象経費の合計額と100万円を比較して少ない方の額から、次に掲げる額を控除した額に別表第1に定める世帯階層区分に応じたバリアフリー改造の欄に定める助成率を乗じて得た額とする。

(1) 第3条第1項第1号イ又はウに該当する者が属する世帯においては、介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額又は介護予防住宅改修費限度額

(2) 第3条第1項第1号エに該当する者が属し、姫路市障害福祉地域生活支援事業の実施に関する要綱に基づく住宅改修費の給付対象となる世帯においては、当該住宅改修費給付基準額

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号エからキまでに該当する者で、前項第2号の対象とならない者を含む世帯で、別表第1に定める助成率が3/3の世帯階層区分に属する世帯にあつては、対象経費の1割と介護保険制度の居宅介護住宅改修費限度額相当額又は介護予防住宅改修費限度額相当額の1割のいずれか少ない額を控除した額を助成するものとする。

3 第4条第1項第2号に掲げる区分に該当する場合の助成額は、同号の規定による対象経費の合計額ごとに、別表第6助成対象工事費の欄に定める金額に応じ、同表助成額の欄に定める額とする。

4 第4条第1項第1号又は第2号に規定する増改築・特別型又は増改築・一般型を行う場合にあつては、1世帯につき、前3項の額に、第4条の規定により算出した当該増改築工事に係る対象経費の額と150万円とを比較して低い方の額に3分の1を乗じて得た額を加えた額とする。

5 対象所有者が登録住宅の専用部分を高齢者等に配慮した住宅に改造する場合において、第4条第1項第2号アに掲げる条件を満たした改造工事を行うときの助成額は、一戸につき、同項第3号の規定による対象経費の合計額ごとに、別表第6助成対象工事費の欄に定める金額に応じ、同表助成額の欄に定める額とする。

6 第4条第1項第3号に掲げる区分に該当する場合の助成額は、共同住宅1棟につき、同号の規定による対象経費の合計額ごとに、別表第6助成対象工事費の欄に定める金額に応じ、同表助成額の欄に定める額とする。

7 前各項の場合において、千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

8 第4条第1項第1号又は第2号に掲げる区分に該当する場合において、当該各区分の対象となる工事の施工と合わせて簡易耐震診断を行うときは、第1項中「100万円」とあるのは「100万円から第4条第6項に規定する簡易耐震診断に係る対象経費と別表第1に掲げる世帯階層区分に応じ同表の簡易耐震診断の欄に定める助成額を比較して少ない方の額（以下この項において「簡易耐震診断助成額」という。）を控除した額」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額に簡易耐震診断助成額を加算した額」と、第3項及び第5項中「助成額」とあるのは「助成額に簡易耐震診断助成額を加算した額」と読み替えるものとする。

（申請者）

第7条 住宅改造費の助成を申請することができる者は、第4条第1項第1号及び第2号に規定する経費に係る助成については、対象世帯の構成員又は第5条に規定する世帯の構成員のうち、原則として助成の対象となる高齢者等とし、第4条第1項第3号に規定する経費に係る助成については、対象所有者とし、第4条第1項第4号に規定する経費に係る助成については、対象管理組合の代表者とする。

（申請手続）

第7条の2 第4条第1項第2号に掲げる一般型の住宅改造費の助成を受けようとする者（以下「一般型申請者」という。）及び同項第4号に掲げる共同住宅（分譲）共用型の住宅改造費の助成を受けようとする者（以下「共用型申請者」という。）は、住宅改造費助成申請書（様式第1号又は様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費見積書（様式第1号の3又は様式第2号）
- (2) 工事全体見積書
- (3) 住宅改造の内容がわかる図面
- (4) 工事着工前の写真
- (5) 改造しようとする住宅が対象世帯の構成員以外の者が所有する住宅の場合にあつては、工事承諾書（様式第2号の2）
- (6) 建築基準法第6条第1項及び第2項の規定による増築又は改築を行う場合にあつては、建築確認済証の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

第7条の3 第4条第1項第1号に掲げる特別型の住宅改造費の助成を受けようとする者（以下「特別型申請者」という。）は、住宅改造費助成申請書（様式第3号）及び次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 住宅現況図及び住宅改造計画図

(2) 工事費見積書（施工業者の作成したもの）

(3) 改造しようとする住宅が借家又は公営住宅等対象世帯の構成員以外の者が所有する住宅の場合にあっては、工事承諾書（様式第2号の2）又は工事について所有者の承諾を受けたことが分かる書類

(4) 10平方メートル以上の増築又は改築を行う場合にあっては、建築確認申請書の写し

2 前項第1号に掲げる住宅改造計画図面の作成に当たって、改造の内容についての助言を希望する特別型申請者は、市長に、住宅改造相談員の派遣を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に基づいて市長に住宅改造相談員の派遣を求めた特別型申請者は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類を住宅改造相談員の助言の後に提出することができる。

（決定）

第8条 市長は、住宅改造費助成申請書の提出があったときは、改造等の内容等を確認した後、助成の可否を決定し、住宅改造費助成工事内容通知書（様式第4号又は様式第4号の2）及び住宅改造費助成決定（可・否）通知書（様式第5号又は様式第5号の2。以下「助成決定書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、住宅改造費助成申請書の提出があったときは、高齢者等の身体状況、改造等の内容等を確認した後、助成の可否を決定し、住宅改造費助成工事内容通知書（様式第5号の3又は様式第5号の4）及び助成決定書により、当該申請者に通知するものとする。

（完了届）

第9条 前条の規定による住宅改造費の助成の決定を受けた者（以下「助成の決定を受けた者」という。）は、当該住宅の対象改造箇所の工事に着手し、その完了後速やかに住宅改造工事完了届（様式第6号又は様式第6号の2）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該工事は、市長が認める場合を除き、前条の規定による助成の決定の日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

- (1) 工事請負契約書
- (2) 工事費請求書（施行業者の作成したもの）
- (3) 耐震診断報告書の写し（耐震診断が必要な場合のみ）
- (4) 工事完了後の写真
- (5) 工事費領収書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があったときは、当該届出の内容を審査し、工事の完了を確認するものとする。

（変更決定）

第10条 市長は、第8条の通知があった後に当該申請者から工事内容変更の申出があったとき又は前条第2項の工事完了確認の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定内容を変更し、住宅改造費助成決定（変更・取消）通知書（様式第8号。以下「変更・取消通知書」という。）により助成の決定を受けた者に通知するものとする。

- (1) 助成の決定を受けた者が決定を受けた対象改造箇所の工事の一部を実施しないとき。ただし、住宅改造・一般型に該当して助成の決定を受けたものが行った工事について、2箇所以上の手すりの取付け又は屋内の段差解消を行わないときを除く。
- (2) 対象改造箇所の工事に要した実支出額を基に第6条の規定により算出した額が改造費助成決定額に満たないとき。

（助成金の請求及び交付）

第11条 助成の決定を受けた者は、第9条第2項の規定による工事完了確認後、住

宅改造費助成金請求書（様式第 7 号又は様式第 7 号の 2）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 助成決定書の写し

(2) 前条の規定により助成決定内容の変更の通知を受けたときは、変更・取消通知書の写し

（助成決定の取消し）

第 12 条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅改造費の助成を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な行為により助成決定を受けたとき。

(2) 決定を受けた対象改造箇所の工事の全部を実施しないとき。

(3) 第 10 条第 1 号ただし書きに規定する場合に該当するとき。

(4) その他市長が助成を行うことを不適當と認めるとき。

2 市長は、前項に規定により助成決定の取消しを決定したときは、変更・取消通知書により助成の決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 13 条 市長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、速やかに住宅改造費助成金返還命令書（様式第 9 号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（雑則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱（平成 6 年 5 月 2 日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 この要綱の施行前に旧要綱の規定に基づいてなされた助成その他の行為については、なお従前の例による。

4 第 3 条第 2 項の規定の適用については、旧要綱の規定に基づいてなされた助成は

この要綱の規定に基づいてなされたものとみなす。

- 5 この要綱の施行の際現に旧要綱第5条第3項の規定によってした通知は、当該通知に係る申請者から第7条第2項の規定に基づき住宅改造費助成申請書が提出されたときは、同条第3項の規定によってしたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第3条、第4条及び第6条の規定は、平成12年4月1日以後に助成の申請があったものについて適用し、同日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年1月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月2日から施行する。
- 2 この要綱による姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第6条及び別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に助成の申請があった者に係る助成額について適用し、同日前に申請があった者に係る助成額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第6条、別表第3及び別表第4の規定は、平成16年7月1日以後に助成の申請があった者に係る助成額について適用し、同日前に申請があった者に係る助成額については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の第3条、第4条及び第6条の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月4日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱の規定は、平成24年4月1日以後に申請のあった助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取

り繕って使用することができる。

別表第1（第3条、第5条、第6条関係）

		世帯階層区分	バリアフリー改造	簡易耐震診断
			助成率	助成額 上段：木造 下段：非木造
住宅改造 ・一般型	A	・生計中心者の前年分の所得金額が、6,000,000円以下の世帯		1,000 円 2,000 円
住宅改造 ・特別型	B	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	3 / 3	3,150 円 6,350 円
	C	生計中心者が当該年度分市町村民税非課税の世帯	9 / 10	3,000 円 6,000 円
	D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9 / 10	
	E	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2 / 3	2,000 円 4,000 円
	F	生計中心者が前年分所得税課税で当該所得税額が7万円以下の世帯。ただし、住宅改造・一般型の項で定める所得金額の額を超える場合を除く。	1 / 2	
	G	生計中心者が前年分所得税課税で当該所得税額が7万円を超える世帯。ただし、住宅改造・一般型の項で定める所得金額の額を超える場合を除く。	1 / 3	1,000 円 2,000 円

（注1）所得金額とは、納税証明書などの所得金額をいう。ただし、所得税法上の譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得、山林所得の所得金額を含まないものとする。

（注2）所得税の額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2)租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項

(3)租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

（注3）申請書が、1月から6月までの間に受理された場合にあっては、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とし、申請書が4月から6月に受理された場合にあっては、「当該年度分の市町村民税」とあるのは「前年度分の市町村民税」とする。

（注4）生計中心者とは、原則として、所得税非課税世帯においては当該年度の市民税額が最も高い者をいい、所得税課税世帯においては前年の収入が最も高い者をいう。

別表第2（第4条関係）

助成対象工事

改造箇所	助 成 対 象 工 事	標準単価
浴室	浴室出入り口の段差解消	
洗面所	(1)浴室床面のかさ上げ	52,000 円
	(2)すのこの設置	23,000
	開口幅確保のための間仕切り壁の改造	88,000
	中折り戸・引き戸への取り替え	90,000
	手すりの取り付け	45,000
	浴室へのシャワーの取り付け	250,000
	サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取り替え	40,000
	浴槽の取り替え	88,000
	浴室への介助用電動吊具の取り付け（移動式を除く）	—
	カウンター型洗面台への取り替え	152,000
	ドアガラスのプラスチックガラス等への取り替え	24,000 (/㎡)
	非常用ブザーの取り付け	38,000
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え	3,000
	段差解消のための洗面所の床の張り替え	20,000 (/㎡)
	段差解消のための洗面所の開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え	30,000
便所	開口幅確保のための間仕切り壁の改造	75,000 円
	段差解消のための床の張り替え	25,000 (/㎡)
	引き戸への取り替え	60,000
	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え	30,000
	手すりの取り付け	34,000
	レバーハンドル錠等への取り替え	11,000
	和便器の洋便器への取り替え	186,000
	人感センサー機能付便座洗浄装置の取り付け	50,000
	暖房便座用電源コンセントの設置	55,000
	非常用ブザーの取り付け	39,000

	人感センサー照明スイッチへの取り替え	15,000
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え	3,000
	手洗いの人感センサー機能付水栓への取り替え	50,000
玄関	開口幅確保のための間仕切り壁の改造	150,000 円
	上がりかまちの段差解消のための式台の設置	20,000
	上がりかまちの足下灯の設置	44,000
	玄関から道路までの通路の段差解消（スロープ化または階段昇降機の取り付け）	—
	玄関から道路までの通路への足下灯の設置	55,000
	手すりの取付け（玄関内部の手すり）	23,000
	手すりの取付け（玄関外部から道路までの通路への手すり）	80,000
	レバーハンドル錠等への取り替え	12,000
	濡れても滑らない材料への取り替え	10,000 (/㎡)
	開き戸式の場合のドアクローザーの設置	15,000
	人感センサー照明スイッチへの取り替え	15,000
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え	3,000
廊下 階段	階段部への滑り止めの取り付け	21,000 円
	階段の蹴込み板の取り付け	50,000
	階段昇降機の取り付け（1階に高齢者等の居室を作れないときなどやむを得ない場合に限る）	—
	足元灯の設置	44,000
	三路スイッチの取り付け	22,000
	人感センサー照明スイッチへの取り替え	15,000
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え	3,000
	手すりの取り付け	15,000 (/m)
	段差解消のための廊下の床の張り替え	15,000 (/㎡)
居室	出入口の段差解消	35,000
	段差解消のための床の張り替え	15,000 (/㎡)
	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え	30,000
	開き戸から引き戸又は折りたたみ戸への改造	65,000
	開口幅確保のための間仕切り壁の改造	56,000
	畳からフローリングへの床の張替え	14,000 (㎡)

	冷暖房用スリーブの設置	11,000
	冷暖房機用電源コンセントの設置	55,000
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え	3,000
台所	段差解消のための床の張り替え	15,000 (/㎡)円
	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え	30,000
	流し台の改造	150,000
	レバー式水栓等への取り替え（混合式も可）	35,000
	レバーハンドル錠等への取り替え	11,000
	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え	3,000

（注）上記部位のうち原則として２箇所の手すりの取り付け又は屋内の段差解消を行う場合に適用する。
標準価格は、ＲＣ集合住宅における改造工事費用の概算額による。

別表第3（第4条関係）

増改築に係る助成対象工事

改造箇所	助 成 対 象 工 事	助 成 対 象 限 度 額	
玄 関	高齢者等のために行う対象 部位の増改築にかかる工事	150,000 円／㎡×増改築部分面積	1,500,000 円
寝 室	高齢者等のために行う対象 部位の増改築にかかる工事		
浴 室	高齢者等のために行う対象 部位の増改築にかかる工事		
便 所	高齢者等のために行う対象 部位の増改築にかかる工事		
高齢者等のために行う寝室などへの ミニキッチンに取り付けに係る工事		300,000 円	

（注）上記部位のうち手すりの取り付け又は屋内の段差解消を行う場合に適用する。

標準価格は、RC集合住宅における改造工事費用の概算額による。

別表第4（第4条関係）

分譲共同住宅の共用部分の改造に係る助成対象工事

改造箇所	助 成 対 象 工 事	種 別	
		必 須	選 択
外部出入口等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 開口幅の確保のための壁の改造 引き戸等への取り替え その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○ ○ ○ 	○
床 面	ノンスリップ化	○	
廊 下 等	傾斜路又はそれに類するものの設置 傾斜路を設置した場合の手すりの設置 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○ 	○
階 段	手すりの設置 蹴込板及び滑り止めの設置 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	○ ○ 	○

（注）上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとする。

別表第5（第4条関係）

※施工費別途・人件費別途の記載のない物は、材工共の標準単価

1 工事費標準単価表【各箇所共通工事】

標準単価は消費税別

工事名称・項目	仕 様		標準単価(円)	単位
木製手すり (丸棒) ※施工費別途	標準型	L=4000 mm	11,800	
		L=1000 mm	3,100	
	ディンプル型 L=1000 mm		3,700	
	ブラケット・エンド	通しブラケット	1,200	1 個
		出隅用	1,300	1 個
		L型手すり用	1,600	1 個
		オフセット型	1,600	1 個
		エンドブラケット	1,200	1 個
		自在ブラケット	4,200	1 個
		遮断機型（キャッチャ共）	28,400	1 個
	ジョイント	直線用	800	1 個
		L型コーナー	800	1 個
		T型手すり用	1,000	1 個
		角度自在型	2,800	1 個
手すり下地 ※施工費別途	補強材 110 mm幅 L=1000 mm		3,200	
建具入替・改修	開き戸からの変更	引戸	73,300	1 セット
		吊戸	84,600	1 セット
		アコーディオン式建具	32,000	1 セット
建具改修	建具引き手	彫り込み引き手	2,000	1 セット
		大型バー引き手	5,200	1 セット
	建具レバーハンドル化	錠あり	11,900	1 セット
		錠なし	6,200	1 セット
	ガラス入替 アクリル板 2.0 mm（3 尺×6 尺）		18,900	1 セット
	戸車・建具レール取付 L=1.0 間		7,400	1 セット
	建具反転取付 丁番 2 個 1 組		5,400	1 セット
敷居用	段差 22 mm以下		4,600	1 本
段差解消スロープ	段差 23 mm～33 mm		6,200	1 本

	段差 34 mm以上	8,700	1 本
床段差解消 (床材変更を含む)	床嵩上 高さ 30 mm未満	8,400	1 m ²
	床嵩上 高さ 30 mm以上	12,700	1 m ²
	畳撤去・処分	1,500	1 枚
	玄関框 L=2000 mm	17,000	1 本
床材変更のみ	車椅子用	6,800	1 m ²
敷居撤去	半間敷居 (床・建具補修含む)	17,300	1 本

2 工事費標準単価表【浴室・洗面所部分工事】

標準単価は消費税別

※ユニットバス化の場合も同等とみなし、項目毎に計上

工事名称・項目	仕 様		標準単価(円)	単位
浴槽入れ替え (戸建住宅)	1100 サイズ以下		151,700	1 セット
	1200 サイズ以上		169,000	1 セット
床段差解消 (床材変更含む)	浴室床用防滑タイル 150 mm角	浴槽交換と同時施工	93,700	1 m ²
		浴槽交換なし	63,900	1 セット
	グレーチング・排水溝 (開口 1200 mm用)		52,000	1 セット
床材変更のみ	浴室床用防滑タイル 150 mm角、シート防水工法		61,000	1 セット
建具(開き戸) の変更	引戸 (鋼製サッシ)		133,400	1 セット
	折戸 (在来工法)		85,900	1 セット
	折戸 (カバー工法)		61,500	1 セット
樹脂被覆手すり ※施工費別途	I 型 600 mm		8,100	1 セット
	I 型 700 mm		8,400	1 セット
	I 型 800 mm		8,800	1 セット
	I 型 1200 mm		13,600	1 セット
	L 型 400 mm×600 mm		13,600	1 セット
	L 型 600 mm×600 mm		14,400	1 セット
	L 型 600 mm×800 mm		15,300	1 セット
	オフセット I 型 400 mm		8,800	1 セット
	オフセット I 型 600 mm		9,400	1 セット
	スライドバー		12,800	1 セット
レバー水栓化	レバー式混合水栓の取替		33,400	1 個
洗面台設置	車椅子用洗面台の設置		14,900	1 台

3 工事費標準単価表【便所部分工事】

標準単価は消費税別

工事名称・項目	仕 様		標準単価(円)	単位
洋式便器への 入れ替え	洋式水洗便器	洗浄機能付・手洗いあり	182,100	1 セット
		洗浄機能付・手洗いなし	178,500	1 セット
	後付け洗浄機能付便座		53,900	1 セット
床段差解消	タイル研りを伴う工事	便器交換と同時施工	61,900	1 セット
		便器交換なし	74,500	1 セット
	木工事のみ（大きな段差の木質系下地）		58,100	1 セット
床材変更	クッションフロア仕上げ		55,100	1 m ²
手すり ※施工費別途	木製棚手すり		15,000	1 セット
	可動式アームレスト		58,000	1 セット
	※ その他、樹脂被覆手すりは浴室に準じる			
手洗器設置	隅付き型		27,300	1 セット
	壁埋め込み型		29,700	1 セット
レバー水栓化	独立手洗器のレバー水栓化		12,000	1 個

4 工事費標準単価表【玄関部分、階段部分、台所部分工事】

標準単価は消費税別

工事名称・項目	仕 様		標準単価(円)	単位
段割り踏台	1 段		18,000	1 セット
	2 段		24,000	1 セット
	3 段		30,000	1 セット
上がり框用手すり	自立型		19,000	1 セット
玄関外部手すり	壁付 ※施工費別途	ステンレス棒 Φ35 L=1.0m	4,400	1 本
		ブラケット	2,900	1 個
		通しブラケット	3,100	1 個
	自立型	支柱 2 本・段差なし	5,600	材工共
		支柱 2 本・段差あり	6,500	材工共
		支柱 3 本・段差あり	7,400	材工共
	組立型	ステンレス棒 Φ35 L=1.0m 1 本	4,400	材工共
		支柱 H≒1.0m 1 本	5,800	材工共
		エンドエルボ 1 か所	2,200	材工共
		柱上部受座 1 個	3,100	材工共

玄関外部手すり	組立型	支柱式自在ジョイント 1 個	5,700	材工共
		基礎（コアー・埋込カバー） 1 か所	5,900	材工共
屋外の床材変更	土間コンクリート・モルタル刷毛引仕上 ※人件費別途		11,800	1 m ²
階段・滑り止め	1 セット 1 4 本		5,300	1 セット
レバー水栓化	台所用シングルレバー水栓		12,000	1 セット

5 工事費標準単価【人件費】

標準単価は消費税別

《所定労働時間内 8 時間あたりの単価》

公共工事設計労務単価【兵庫県】に 2,000 円を加算した額

※2,000 円は、道具の減価償却・自己負担釘金物代・交通費等諸経費として

別表第6（第6条関係）3

住宅改造・一般型及び共同住宅（分譲）共用型に係る助成額

助成対象工事費	助成額
75千円以上から150千円未満	40千円
150千円以上から300千円未満	75千円
300千円以上から600千円未満	150千円
600千円以上から900千円未満	250千円
900千円以上	300千円

住 宅 改 造 費 助 成 申 請 書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者（同居の生計中心者）

住所 姫路市

氏名（自署）
※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・身分証写し添付」でも可

電話 —

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第 7 条の 2 の規定により、次のとおり申請します。
この申請の審査に際し、私を含む世帯員等は、姫路市が介護保険情報、身体障害者手帳に関する情報、税務情報による所得・資産税情報等の調査又は改造する住宅の簡易耐震診断推進事業に係る情報の照会を行うことを承諾します。

型	1 一 般 型	2 増 改 築
高齢者等	住所	姫路市
	氏名	年 月 日生
	要 介 護 認 定	(有・無) 要介護状態区分
	身体障害者手帳	(有・無) 級〔障害名〕
	療 育 手 帳	(有・無) 判定
	※ 市外に居住しているとき、同居予定日	年 月 日
改造箇所等 内容	☐ 居 室 ☐ 台 所 ☐ 浴 室 ☐ 洗面所 ☐ 便 所 ☐ 玄 関 ☐ 廊 下 ☐ 階 段 ☐ その他 (注) 共同住宅にあっては、専用部分のみが対象です。 <u>工事内容</u>	
	住宅の種別	
建築年月 (年 月) ☐ 持 家 ☐ 借 家 ☐ 公営住宅		
※昭和 5 6 年 5 月以前に建築された住宅については、原則として耐震診断が必要です。		
※高齢者等または同居者が申請年（申請月が 1 ～ 6 月の場合にあっては申請年の前年）の 1 月 1 日現在、姫路市に住民登録がない場合は、個人番号の記入等が必要です。（裏面）		
申請者を含む 同居者全員	氏名	氏名
	氏名	氏名
	氏名	氏名
住宅所有者 氏名		

【個人番号記入欄】

※申請年（または申請年の前年）の1月1日現在、姫路市に住民登録がない場合

申請者及び同居の世帯員

[illegible]

様式第1号の2（第7条の2関係）

住 宅 改 造 費 助 成 申 請 書[共同住宅(分譲)共用型]

年 月 日

（宛先）姫路市長

申 請 者 住 所 _____
 （管理組合の代表者）

氏 名 _____

電 話 _____

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第7条の2の規定により、次のとおり申請します。

対 象 管 理 組 合	建 物 名 称	フリガナ		
	建物所在地			
	住 宅 戸 数	戸	建築年月日	年 月 日（建築確認済証の交付日）
工 事 概 要	改 造 工 事 箇 所	☐ 外部出入口等 ☐ 床面 ☐ 廊下等 ☐ 階段 *裏面工事計画書に詳細記入のこと		
添付書類 ・ 建築確認済証の写し ・ 平面図等 ・ 管理組合の法人登記簿の写し（規約又は改造についての集会の議事録の写しでも可）				

共同住宅共用型改造等工事計画書

改造箇所	助 成 対 象 工 事	種別		改 造 箇 所 等	
		必須	選択	実施	今回工事をする内容を具体的に記入してください
外部出入口等	傾斜路又はそれに類するものの設置	☐			
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置	☐			
	開口幅確保のための壁の改造	☐			
	引き戸等への取り替え	☐			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置		☐		
床 面	ノンスリップ化	☐			
廊 下 等	傾斜路又はそれに類するものの設置	☐			
	傾斜路を設置した場合の手すりの設置	☐			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置		☐		
階 段	手すりの設置	☐			
	蹴込板及び滑り止めの設置	☐			
	その他、高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置		☐		

(注) 上記工事の技術的な基準は、原則として、福祉のまちづくり条例施行規則別表第3の基準によるものとする。

工 事 見 積 書 （表 紙）

様

施工業者 住 所
名 称
代 表 者
電 話 番 号

貴住宅の改造にかかる工事費用を次のとおり見積りします。

- 1 工事完了予定日 年 月 日
- 2 見 積 額 (1) (住宅改造) 円 (消費税 込み ・ 別途)
(2) (増改築) 円 (消費税 込み ・ 別途)
- 3 明 細 (別紙で作成したものを添付しても結構です)
別紙1～7のとおり

※工事内容に応じて、一般型分、増改築型分にそれぞれ費用を区分した見積書として下さい。

〔(1) 住宅改造〕

別紙1

No.	工 事 対 象 箇 所	工 事 内 容			工 事 見 積 額
		内 容	数 量	単 位	単 価
浴室・洗面所	1	浴室出入口の段差解消			
	2	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造（幅65cm未満を65cm以上に）			
	3	中折り戸・引き戸への取り替え			
	4	手すりの取り付け			
	5	浴室へのシャワールの取り付け			
	6	サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取り替え			
	7	浴槽の取り替え			
	8	浴室への介助用電動吊具の取り付け（移動式を除く）			
	9	カウンター型洗面台への取り替え			
	10	ドアガラスのプラスチックガラス等への取り替え			
	11	非常用ブザーの取り付け			
	12	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え			
	13	段差解消のための洗面所の床の張り替え			
	14	段差解消のための洗面所の開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え			
	小 計				

※ユニットバスを適用する場合は、別紙6の「ユニットバスの取扱要件」を参照してください。

No.	工 事 対 象 箇 所	工 事 内 容				工 事 見 積 額
		内 容	数 量	単 位	単 価	
15	開口幅確保のための間仕切り壁の改造					
16	段差解消のための床の張り替え					
17	引き戸への取り替え					
18	段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え					
19	手すりの取り付け					
20	レバーハンドル錠等への取り替え					
21	和便器の洋便器への取り替え					
22	人感センサー機能付便座洗浄装置の取り付け					
23	暖房便座用電源コンセントの設置					
24	非常用ブザーの取り付け					
25	人感センサー照明スイッチへの取り替え					
26	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え					
27	手洗いの人感センサー機能付水栓への取り替え					
	小 計					

No.	工 事 対 象 箇 所	工 事 内 容				工 事 見 積 額
		内 容	数 量	単 位	単 価	
28	開口幅確保のための間仕切り壁の改造					
29	上がり框の段差解消のための式台の設置					
30	上がり框の足下灯の設置					
31	玄関から道路までの通路の段差解消（スロープ化または階段昇降機の取り付け）					
32	玄関から道路までの通路への足下灯の設置					
33	手すりの取付け（玄関内部）					
34	手すりの取付け（玄関外部から道路までの通路への手すり）					
35	レバーハンドル錠等への取り替え					
36	濡れても滑らない材料への取り替え					
37	開き戸式の場合のドアクローザーの設置					
38	人感センサー照明スイッチへの取り替え					
39	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え					
	小 計					

No.	工 事 対 象 箇 所	工 事 内 容			工 事 見 積 額
		内 容	数 量	単 位	単 価
廊 下 ・ 階 段	40 階段部への滑り止めの取り付け				
	41 階段の蹴込み板の取り付け				
	42 階段昇降機の取り付け（1階に高齢者等の居室を作れないときなどやむを得ない場合に限り）				
	43 足下灯の設置				
	44 三路スイッチの取り付け				
	45 人感センサー照明スイッチへの取り替え				
	46 位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え				
	47 手すりの取り付け				
	48 段差解消のための廊下の床の張り替え				
	小 計				

No.	工 事 対 象 箇 所	工 事 内 容			工 事 見 積 額
		内 容	数 量	単 位	単 価
	49	出入口の段差解消			
	50	段差解消のための床の張り替え			
居	51	段差解消のため開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え			
	52	開き戸から引き戸又は折りたたみ戸への改造			
室	53	開口部確保のための間仕切り壁の改造（有効幅80cm以上が望ましい）			
	54	畳からフローリングへの床の張り替え			
	55	冷暖房用スリーブの設置			
	56	冷暖房用電源コンセントの設置			
	57	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え			
		小 計			

No.	工 事 対 象 箇 所	工 事 内 容			工 事 見 積 額
		内 容	数 量	単 位	単 価
58	段差解消のための床の張り替え				
59	段差解消のため開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る）、引き戸の取り替え				
60	流し台の改造				
61	レバー式水栓等への取り替え（混合式も可）				
62	レバーハンドル錠等への取り替え				
63	位置表示灯付照明スイッチ、ワイド型照明スイッチへの取り替え				
	小 計				

「ユニットバスの取扱要件」

従来の浴室をユニットバスに取り替える場合、下記の条件に該当するかご確認ください。

- ☐ 浴室出入口がグレーチング等により段差解消されていること。
- ☐ 浴室出入口が65cm以上確保されていること。
- ☐ 中折戸あるいは引き戸であること。
- ☐ 浴槽及び洗い場に手すりが設置されていること。
- ☐ 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは35～45cmであること。
- ☐ サーモスタット式混合栓、レバー式水栓であること。

【(2) 増改築】

No.	工 事 対 象 箇 所	工 事 内 容				工 事 見 積 額
		内 容	数 量	単 位	単 価	
増 改 築	A	玄関				
	B	寝室				
	C	浴室				
	D	便所				
	E	ミニキッチン				
		小 計				

※(増改築工事の限度額算定)

$$15\text{万円} \times (\quad) \text{ m}^2 \text{ (増築面積)} + (\quad) \text{ 円 (ミニキッチン、上限30万円)} \\ = (\quad) \text{ 円} \cdots (a)$$

(a) ≥ 150 万円の場合… 限度額=150万円(a) < 150 万円の場合… 限度額=(a)

様式第2号（第7条の2関係）

工 事 見 積 書 （表 紙）
様

住 所
施工業者 名 称
代 表 者
電 話 番 号

貴住宅の改造にかかる工事費用を次のとおり見積りします。

- 1 工事完了予定日 年 月 日
2 見 積 額 円（消費税 込み ・ 別途 ）
3 明 細（別紙で作成したものを添付しても結構ですが、下記の区分ごとに整理して作成してください。）

工 事 対 象 箇 所		工 事 内 容				工 事 見 積 額
		必須 工事	内 容	数量	単位	単 価
外 部 出 入 口 等	1 傾斜路又はそれに類するものの設置	○				
	2 傾斜路を設置した場合の手すりの設置	○				
	3 開口幅の確保のための壁の改造	○				
	4 引き戸等への取り替え	○				
	5 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	-				
床 面	6 ノンスリップ化	○				
廊 下 等	7 傾斜路又はそれに類するものの設置	○				
	8 傾斜路を設置した場合の手すりの設置	○				
	9 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	-				
階 段	10 手すりの設置	○				
	11 蹴込板及び滑り止めの設置	○				
	12 その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものの設置	-				
合 計						

様式第2号の2（第7条の2関係）

工 事 承 諾 書

- 1 当事者の氏名 賃貸人（甲） _____
賃借人（乙） _____
- 2 対象物件 (1)所在地 _____
(2)名 称 _____
(3)種別・構造 _____

甲は、乙が現在居住している上記物件について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業による助成を受けて、住宅改造工事を行うことを承諾します。

また、上記工事施工中及び施工後に甲乙の間に問題が生じたときは、甲乙共に誠意をもって解決するものとし、姫路市に一切の責任を問いません。

（宛先）姫路市長

年 月 日

甲（賃貸人）住所 _____

氏名（自署） _____

※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・身分証写し添付」でも可

乙（賃借人）住所 _____

氏名（自署） _____

※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・身分証写し添付」でも可

様式第3号（第7条の3関係）

住宅改造費助成申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者（助成の対象となる高齢者等）

住所 姫路市

氏名（自署）

※「自署」に代えて「記名・実印押印」又は「記名・身分証写し添付」でも可

電話

—

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第7条の3の規定により、次のとおり申請します。

この申請の審査に際し、私を含む世帯員等は、姫路市が介護保険情報、身体障害者手帳に関する情報、税務情報による所得・資産税情報等の調査又は改造する住宅の簡易耐震診断推進事業に係る情報の照会を行うことを承諾します。

型	1	特 別 型	2	増 改 築
高 齢 者 等	住所	姫路市		
	氏名		年 月 日生	
	要 介 護 認 定	(有・無)	要介護状態区分	
	身体障害者手帳	(有・無)	級〔障害名〕	
	療 育 手 帳	(有・無)	判定	
	※ 市外に居住しているとき、同居予定日	年 月 日		
改 造 内 容	☐ 住宅をどのように改造したらいいのか分からない。 ☐ 住宅を改造する工事内容を決めている。			
住宅の種別		☐ 持 家 ☐ 借 家 ☐ 公営住宅		
住宅の 建築年月	☐ 昭和 56 年 6 月以降 ☐ 昭和 56 年 5 月以前 ⇒		耐震診断	☐ 申請：済(申請日 月 日)・予定 ☐ 対象外（理由： ）
※ 住宅をどのように改造したらいいのか分からない場合は、リフォームヘルパーの訪問の後に住宅現況図、住宅改造計画図、工事費見積書、工事前写真を提出してください。 住宅を改造する工事内容を決めている場合は、申請書提出時に、住宅現況図、住宅改造計画図、工事費見積書、工事前写真を提出してください。				
※ 高齢者等又は同居者が申請年（申請月が1～6月の場合にあつては申請年の前年）の1月1日現在、姫路市に住民登録がない場合は、個人番号の記入等が必要です。（裏面）				
申 請 者 を 含 む 同 居 者 全 員	氏名		氏名	
	氏名		氏名	
	氏名		氏名	
住宅所有者 氏名				

【個人番号記入欄】

※申請年（または申請年の前年）の1月1日現在、姫路市に住民登録がない場合

申請者及び同居の世帯員

氏 名	個 人 番 号

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

住宅改造費助成工事内容通知書

様

姫路市長

次の工事は、住宅改造費助成対象工事と認めます。

工事対象箇所	工 事 内 容
☐ 浴 室	
☐ 洗面所	
☐ 便 所	
☐ 玄 関	
☐ 廊 下	
☐ 階 段	
☐ 居 室	
☐ 台 所	
☐ その他 ()	

様式第4号の2（第8条関係）

住宅改造費助成工事内容通知書

年 月 日

様

姫路市長

次の工事は、住宅改造費助成対象工事と認めます。

工事対象箇所	工 事 内 容	
	共 同 住 宅 （ 分 譲 ） 共 用 型	
☐ 外部出入口等		
☐ 床 面		
☐ 廊下等		
☐ 階 段		

注 工事は必ず助成決定のあった年度の2月末日までに完了するよう計画の上、施工してください。

年 月 日

住宅改造費助成決定（可・否）通知書

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のあった住宅改造費の助成について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第8条の規定により、下記のとおり決定します。

☐ 助成します。	1. 改造箇所 住宅改造費助成工事内容通知書のとおり ☐居室 ☐台所 ☐浴室 ☐洗面所 ☐便所 ☐玄関 ☐廊下 ☐階段 ☐その他（ ） 2. 改造費助成決定額 円 (内訳) 住宅改造・特別型 円 住宅改造・一般型 円 増改築型 円 耐震診断 円
条件 1 工事は、年 月 日までに完了してください。 2 対象改造箇所の工事の一部を実施しない場合又は対象改造箇所の工事に要した実支出額が助成決定に係る工事費見積額に満たない場合は、助成金額が変更されることがあります。 3 対象改造箇所の工事の全部を実施しない場合又は住宅改造・一般型において原則として2箇所の手すりの取り付けまたは屋内の段差解消がなされない場合は、助成は取り消されます。 4 耐震診断が必要な住宅は、原則として耐震診断を受ける必要があります。	
☐ 却下します。	理由

様式第 5 号の 2（第 8 条関係）

年 月 日

住宅改造費助成決定（可・否）通知書

様

姫路市長

年 月 日付けで申請のあった住宅改造費の助成について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第 8 条の規定により、下記のとおり決定します。

☐ 助成します。	1. 改造箇所 住宅改造費助成工事内容通知書のとおり ☐外部出入口等 ☐床面 ☐廊下等 ☐階段 2. 改造費助成決定額 _____ 円
条件 1 工事は、____ 年 ____ 月 ____ 日までに完了してください。 2 対象改造箇所の工事の一部を実施しない場合又は対象改造箇所の工事に要した実支出額が助成決定に係る工事費見積額に満たない場合は、助成金額が変更されることがあります。 3 対象改造箇所の工事の全部を実施しない場合又は（県）福祉のまちづくり条例施行規則別表第 3 の基準に反する場合は、助成は取り消されます。	

☐ 却下します。	理由
---------------------------------	-----------

様式第5号の3（第8条関係）

住宅改造費助成工事内容通知書

年 月 日

様

姫路市長

次の工事は、住宅改造費助成対象工事と認めます。

工事対象箇所	工 事 内 容	
	特 別 型 ・ 増 改 築	
	市助成制度対象工事	介護保険該当工事
☐ 居 室		
☐ 台 所		
☐ 浴 室		
☐ 洗面所		
☐ 便 所		
☐ 玄 関		
☐ 廊 下		
☐ 階 段		
☐ その他 ()		

ただし、介護保険制度等の住宅改修費の支給対象になる工事は、当該制度を優先して利用するものとする。

様式第5号の4（第8条関係）

住宅改造費助成工事内容通知書

年 月 日

様

姫路市長

（障害福祉課）

次の工事は、住宅改造費助成対象工事と認めます。

工事対象箇所	工 事 内 容	
	特別型	増改築
	高齢者等住宅改造費助成制度対象工事	日常生活用具給付対象工事
☐ 居室		
☐ 台所		
☐ 浴室		
☐ 洗面所		
☐ 便所		
☐ 玄関		
☐ 廊下		
☐ 階段		
☐ その他 ()		

様式第 6 号（第 9 条関係）

住 宅 改 造 工 事 完 了 届 書

年 月 日

（宛先）姫路市長

住 所

氏 名

電話番号

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事完了年月日		年	月	日
改造費助成決定額	円	改造費実支出額		
(内訳)		(内訳)		
特別型	円	特別型		
一般型	円	一般型		
増改築	円	増改築		
耐震診断	円	耐震診断		
改造箇所 ☐ 居室 ☐ 台所 ☐ 浴室 ☐ 洗面所 ☐ 便所 ☐ 玄関 ☐ 廊下 ☐ 階段 ☐ その他（ ）				
添付書類	1 工事請負契約書 2 工事費請求書（施工業者が作成したもの） 3 耐震診断報告書の写し（耐震診断が必要な場合のみ）			

工事完了後は、速やかに完了届書を提出してください。

様式第6号の2（第9条関係）

住宅改造工事完了届書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住所
（管理組合の代表者）

氏 名

電 話

（建物名称
所在地）

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事完了年月日		年	月	日
改造費助成決定額	改造費実支出額			
円	円			
〔内訳〕	〔内訳〕			
共同住宅（分譲）共用型	共同住宅（分譲）共用型			
円	円			
改造箇所 ☐ 外部出入口等 ☐ 床面 ☐ 廊下等 ☐ 階段				
添付書類	1 工事請負契約書 2 工事費請求書（施工業者が作成したもの）			

工事完了後は、速やかに完了届書を提出してください。

様式第7号（第11条関係）

住宅改造費助成金請求書

年 月 日

（宛先）姫路市長

請求者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

助成金交付決定通知額		助成金請求額	
円		円	
(内訳)		(内訳)	
特別型	円	特別型	円
一般型	円	一般型	円
増改築	円	増改築	円
耐震診断	円	耐震診断	円
添付書類	1 住宅改造費助成決定通知書の写し		
	2 住宅改造費助成決定変更通知を受けたときは、その通知書の写し		

様式第7号の2（第11条関係）

住宅改造費助成金請求書

年 月 日

（宛先）姫路市長

申請者 住所
（管理組合の代表者）管理組合名

代表者氏名

※押印を省略する場合は、（ ）内の請求書発行責任者・請求担当者名等を記載ください。
代表者・責任者・担当者が同一の場合も記載が必要です。

電話

請求書発行責任者 氏名	電話	-
請求担当者 氏名	電話	-

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

建物名称			
所在地			
助成金交付決定通知額	助成金請求額		
円	円		
〔内訳〕	〔内訳〕		
共同住宅（分譲）共用型	共同住宅（分譲）共用型		
円	円		
添付書類	1 住宅改造費助成決定通知書の写し 2 住宅改造費助成決定変更通知を受けたときは、その通知書の写し		

様式第 8 号（第 1 0 条・第 1 2 条関係）

住宅改造費助成決定（変更・取消）通知書

年 月 日

様

姫路市長

年 月 日付けで助成を決定した住宅改造費助成金について、姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第 1 0 条・第 1 2 条の規定により、下記のとおり決定（変更・取消）しましたので通知します。

☐ 変更します	変更内容 変更理由
--------------------------------	---------------------------------

☐ 取消します	取消理由
--------------------------------	-----------------

住 宅 改 造 費 助 成 金 返 還 命 令 書

年 月 日

様

姫路市長

姫路市高齢者等住宅改造費助成事業要綱第13条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

返還すべき金額 円	助成金既交付額 円
返還理由	
返還期限 年 月 日 限り	
返還方法	